

平成25年1月30日

鳥取市長 竹内 功 様

鳥取市差別のない人権尊重の
社会づくり協議会
会長 上山 弘子

「鳥取市人権施策基本方針」の改訂について（答申）

平成23年11月15日付発総人第144号で諮問された「鳥取市人権施策基本方針」の改訂について、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例第6条第3項の規定に基づき、別冊「鳥取市人権施策基本方針 改訂案」を答申します。

なお、答申にあたり、協議経過【別紙1】・附帯意見【別紙2】を別紙のとおり提出します。

【答申 別冊】

鳥取市人権施策基本方針

第1次改訂案

平成25年1月

鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会

目次

はじめに	P 1
第1章 基本的な考え方	P 1
1 人権尊重の基本理念	P 1
2 人権施策基本方針の位置づけ	P 1
3 人権施策とは	P 2
第2章 人権施策の現状と課題	P 2
1 取り組みの経緯	P 2
2 人権問題の現状と課題	P 3
第3章 基本方針と基本的施策の推進	P 4
1 基本方針と基本的施策	P 4
(1) 人権擁護の推進について	P 4
(2) 人権意識の高揚を図る取り組み	P 5
(3) 人材育成の取り組み	P 5
(4) 相談機能強化の取り組み	P 5
2 推進体制の確立	P 5
第4章 さまざまな人権問題への取り組み	P 6
1 部落問題	P 6
2 男女共同参画に関する人権問題	P 7
3 障がいのある人の人権問題	P 1 0
4 子どもの人権問題	P 1 1
5 高齢者の人権問題	P 1 4
6 外国人の人権問題	P 1 5
7 病気にかかわる人の人権問題	P 1 6
8 個人のプライバシーの保護	P 1 8
9 アイヌの人々の人権問題	P 2 0
10 刑を終えて出所した人の人権問題	P 2 1
11 犯罪被害者やその家族の人権問題	P 2 1
12 性的マイノリティの人権問題	P 2 2
13 パワーハラスメントに関する人権問題	P 2 2
14 非正規雇用等による生活困窮者の人権問題	P 2 3
15 インターネットにおける人権問題	P 2 3
16 災害時における人権問題	P 2 4
おわりに	P 2 5
参照 用語の解説	P 2 6

はじめに

本市では、平成23（2011）年4月1日、「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を施行しました。

これは、「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」（平成6（1994）年）を見直し、本市の人権施策を推進するものです。

そのため、平成19（2007）年に策定した「人権施策基本方針」の第1次改訂を行い、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重の社会の実現を目指して、人権施策をより一層、総合的及び計画的に推進することとしたものです。

第1章 基本的な考え方

1 人権尊重の基本理念

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等であるとした世界人権宣言の理念は、人類普遍の原理であり、日本国憲法においても、法の下での平等および基本的人権の保障が定められています。

この理念の下に、本市は、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消と人権の確立に努めてきました。

しかしながら、社会的状況の変化により、インターネットにおける人権侵害等の新たな課題も生じてきており、今日でもなお、さまざまな差別、偏見及び人権侵害が依然として存在し、解消されていないのが現実です。

このような状況において、鳥取市に、暮らし、働き、学び及び集う全ての人の人権が尊重され、差別、偏見及び人権侵害のない人権尊重都市鳥取市を実現するため、「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を制定しました。

この条例では、差別や偏見は人権侵害をもたらすものであることから、差別、人権侵害が許されないものであることを基本に置く社会、また、世界人権宣言や日本国憲法に規定されている具体的な権利を保障し、一人ひとりが輝いて生きることのできる人権尊重都市鳥取市の実現を目指すこととしています。

2 人権施策基本方針の位置づけ

この基本方針は、本市が取り組む全ての人権施策についての基本的な考え方や方向性を示すものです。

市においては、市政全ての分野において人権尊重の視点に立って、総合的・

計画的に人権施策を推進するための指針とします。

市民（鳥取市内に在住する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において事業若しくは活動を行う団体をいう。以下同じ。）においては、この基本方針を踏まえ、人権に関する認識及び問題意識を持ち、人権尊重の視点に立った自主的な取り組みを積極的に展開されることを期待するものです。

3 人権施策とは

「人権施策」とは、人間らしく生きる権利を保障するすべて施策のことを総称しています。その内容は、基本的人権を市民に保障する施策であり、差別や人権侵害によって損なわれている人権を市民に回復（あるいは保障）する施策です。また、差別や虐待などの人権侵害をなくすために取り組む施策であり、人権意識を育む教育・啓発です。

また、差別や人権侵害に対して、被害を受けた人たちの自立に至るまでの総合的な支援を行う人権擁護に資する施策をいいます。

第2章 人権施策の現状と課題

1 取り組みの経緯

戦後、日本の社会は、国民主権、基本的人権の尊重、平和主義を原則とする日本国憲法を制定しました。この憲法に基づき地域社会においても、地方自治の確立、選挙制度改革、福祉政策の転換、男女平等の追求、教育制度改革など日本社会の構造変化の中で、多くの改革が推し進められてきました。本市においても具体的に人権を保障する諸制度が形作られましたが、多くの人権課題が存在し続けるとともに新たな課題も生み出されてきました。

昭和40（1965）年に出された「内閣同和対策審議会答申」を受け、昭和44（1969）年の「同和対策事業特別措置法」が施行されましたが、それ以前より、本市では、同和行政、同和教育を推進し、同和問題の解決に向けた取り組みを行ってきました。

そして、この取り組みは、昭和62（1987）年の「人権尊重都市宣言」、そして、平成6（1994）年の「部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくする条例」の制定など、さまざまな人権問題を解決する取り組みへと発展してきました。

同和問題については、その早期解決に向けて「鳥取市同和対策総合計画」（平成22（2010）年度をもって終了）を策定して、部落差別実態の改善や差別意識の変革、差別事件に対する取り組み等を行ってきました。また、女性差別の撤廃・男女共同参画の推進については、「男女共同参画推進条例」（平成1

4（2002）年の施行と「男女共同参画推進計画」を策定し取り組み、障がい者問題の解決に向けては、「鳥取市障がい者計画」の策定等取り組んできました。

さらには平成12（2000）年、国において「人権教育及び啓発の推進に関する法律」が制定され、平成13（2001）年には、「人権教育のための国連10年をうけて、「鳥取市行動計画」を策定し、人権尊重の精神の涵養と人権が尊重される社会の実現をめざして市民集会の開催や各種研修会などに取り組んできたところです。

平成19（2007）年には人権課題の解決に向け、「鳥取市人権施策基本方針」を策定しました。そして、平成23（2011）年4月1日、「鳥取市における部落差別をはじめあらゆる差別をなくする条例」を改定し、これまでの取り組みを踏まえながら、より、さまざまな人権課題を解決し人権尊重社会を築くために「鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり条例」を制定したところです。

これらを推進するための体制として、平成15（2003）年に総務部に同和対策課、人権推進課、男女共同参画課を統括する人権政策監を設置し、人権施策を総合的に推進する体制の整備を図りました。現在は、人権推進課と男女共同参画課の2課体制で、本市の人権施策の推進をはかる中心的役割を果たしています。

また、平成11（1999）年には、市民参画型の手法を取り入れた人権啓発等の取り組みを推進するため財団法人鳥取市人権情報センターを設立しました。

2 人権問題の現状と課題

様々な取り組みを行ってきましたが、いまだに、部落差別や在日韓国・朝鮮人に対する差別、子どもや女性、障がいのある人、高齢者に対する差別や虐待などが存在しています。また、情報化社会にともなって、インターネット等における差別・人権侵害も増えてきています。相変わらずいじめやパワー・ハラスメントなどもなくなっていないのが現状です。

部落問題では、同和地区かどうかを問い合せる土地差別や差別脅迫ハガキ投書、差別落書き、さらには、インターネット上での差別事象等も起きています。

女性の人権問題においては、「男女共同参画事業」など行政、職場での多くの試みが行われ、一定の制度的前進が見られるものの、就職・就業において一般職総合職の区分や税制における扶養控除限度額の金額によって、パートを選択せざるを得ないなどの現状や、メディア、職場、家庭内での男女の固定的役割分担による差別意識などが日常的な状態にあります。

子どもの人権問題では、いじめや不登校問題、児童虐待等さまざまな課題があります。

障がい者の人権問題では、「社会の在りようが、障がい者をつくる」との「社会モデル」(P26 参照)の考え方が普及しておらず、障がい者に対する差別や障がいがあっても自由に移動したり、余暇を楽しんだり、生活支援を受けながら自立して生きるというさまざまな権利の保障が不十分です。外国人の問題では、教育・就労における差別や母国語の保障の課題があります。

高齢者の人権問題では、高齢化に伴う介護での虐待や孤立死等の課題があります。

そして、情報化社会の進展によりインターネット上で誹謗や中傷、差別などの有害な情報発信や深刻な人権侵害が発生しています。

その他、平成23(2011)年の鳥取県人権意識調査の結果をみると「身元調査」を容認する等の傾向が増えています。これらは、個人情報保護の問題やプライバシー権等に関わる人権侵害につながる課題があることを表しています。

このような差別や人権侵害の現状を踏まえた、人権施策を策定し総合的かつ計画的に取り組んでいくことが必要です。

第3章 基本方針と基本的施策の推進

1 基本方針と基本的施策

本市の全分野で、差別や人権侵害の現状を踏まえた施策の策定と国・県等関係機関、NPO(参照 P26)等との緊密な連携により、取り組みを推進します。

また、推進にあたっては、当事者の参画を図るとともに、「差別のない人権尊重の社会づくり協議会」等に意見を聴くなど進めていきます。

(1) 人権擁護の推進について

差別や人権侵害に対しては、被害を受けた人たちの自立に至るまでの総合的な支援を行うことが必要です。

そのため、具体的に生じた差別や人権侵害事象に迅速な対応をするとともに、事象の検証を行い総合的な支援に努めます。

また、人権問題における分野ごとの実態把握に努め、施策を効果的に推進します。相談は課題解決に向けての重要なものです。その体制の整備充実や窓口の明確化を図ります。そして、国県等の関係機関等との緊密な連携により、差別や人権侵害の防止並びに被害者支援のための取り組みを推進します。

(2) 人権意識の高揚を図る取り組み

全ての人々が、命の大切さについて自覚し、人権問題を単に知識として理解するのみでなく、また、あらゆる差別と人権問題を自らの課題として真摯に受け止め、日常の人権問題に敏感に気づくような感性を育み、あらゆる場面に生かすことができるよう人権意識の高揚を図る必要があります。

そのため、定期的に人権意識調査等を実施して教育啓発の効果を点検し、施策に反映していきます。

また、関係機関や市民団体等との連携による人権問題講演会、研修会などの開催や啓発冊子等の作成・配布などにより教育・啓発の推進に努めます。

(3) 人材育成の取り組み

本市職員を対象にさまざまな機会を捉えて人権に関する研修を実施し、人材育成に取り組みます。また、人権問題の解決に向けた活動に取り組む市民団体を支援するとともに、地域・職場等においては関係機関等と連携して人材育成プログラムの作成ならびに研修等を行い人材育成を図ります。

(4) 相談機能強化の取り組み

人権が侵害されるおそれのある人や、現に侵害されている人に対しては、解決のための助言や一時的な保護を行うなど、相談・支援体制の整備、充実を図る必要があります。また、市民の多様で複雑化する人権相談等に対応するため、支援や制度・人権福祉センターの存在の周知等を高めていくこと、相談に応じる側の専門性や他機関との連携を図ることができる人材育成を行う必要があります。

国や県の関係機関と連携を図りながら、相談・支援体制の整備、充実と相談員の資質向上を図ります。また、相談事例を踏まえ、施策化を検討していきます。

2 推進体制の確立

本市の全ての機関で人権尊重の視点に立った行政施策を実施するため、庁内の人権施策推進体制を整備し、人権施策に関する連絡・調整と人権問題に関する情報等の共有を図ります。

また、施策の推進にあたっては、本市の各機関が連携を図るとともに、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会の意見を踏まえながら人権施策を推進していきます。

具体的な人権施策については、市の総合計画に位置付けて実施します。

第4章 さまざまな人権問題への取り組み

1 部落問題

(1) 現状と課題

本市は、「同和対策事業特別措置法」施行以前から今日まで、部落問題の解決にむけて取り組みを進めてきました。

その結果、生活環境については各事業の推進により現在までに周辺地域との格差はおおむね解消されました。

しかし、部落差別の解決には至っておらず、さまざまな課題が山積している現状があります。

平成23(2011)年2月に行われた『鳥取県人権意識調査』によると、「あなたのお子さんが同和地区出身の人と結婚しようとする場合、どう対応しますか」という設問に対し49.4%の人(鳥取市民50.8%)が、同和地区かどうかの出身にかかわらず子どもの意志を尊重すると回答しており、これは、平成17(2005)年調査より約10%高くなっています。「結婚差別意識」について、改善の傾向が見られます。

しかし、「習慣・制度など社会の仕組みにより不合理な格差が存在しているもの」として、39.5%(鳥取市民は38.3%)の県民が「同和地区の人々に関すること」と答えています。

さらには、「あなたが家を購入したりマンションを借りたりするなど住宅を選ぶ際に、同和地区の物件を避けることがあると思うか」という設問に対して、18.8%(鳥取市民21.6%)が避けると答えており、同和地区に対する忌避意識が今なお残っていることがうかがえます。

その他、差別落書きや「同和地区かどうかの問い合わせ」事件、身元調査である・戸籍等の不正取得事件、インターネット上に同和地区と題した地図の掲載等、高度情報化社会を反映した人権侵害も起きており、そのことがさらに差別を助長してしまう状況にあります。

また、本市では、平成19(2007)年度より、部落問題をはじめさまざまな人権問題の解決に寄与するため、人権福祉センターを中心にした相談事業をおこなっています。その相談から伺えることは、就労の問題、生活困窮から生活保護につながるケースなど生活不安を抱える人が増えてきたこと、そしてそのことが教育面にも波及してきていることなど、平成17(2005)年に行った『同和地区生活実態把握等調査』で見られた課題が、いまだ解消されていません。

(2) 施策の推進方針

部落問題の解決のためには、部落問題に対する正しい理解と認識を持つ

ことが必要です。

そのため、定期的の実態把握や意識調査を行い、差別実態の解消や市と市民の協働により人権教育・啓発を積極的に推進します。

また、地域住民の生活上の各種相談に応じるとともに、周辺地域住民との交流促進並びに地域福祉の向上を図ります。

- ① 部落問題に対する正しい認識と理解を深めるため、実態把握や意識調査など調査研究を行うとともに、市民団体や企業等と協働して人権教育・啓発や差別の解消に向けたさまざまな取り組みを推進します。
- ② 具体的に起きている差別事件や人権侵害に対する対応の研究を進めます。
- ③ 相談事業は、問題の発見や実態把握、そして、差別や人権侵害にあった人たちの支援にとって重要な役割を持ちます。相談体制の確立や相談員の人材育成等を行います。
- ④ 人権福祉センターで行っている相談事業、地域交流事業、地域福祉事業を充実し、地域住民の支援、並びに、差別のない人権尊重のまちづくりを推進します。
- ⑤ 部落問題をはじめとする差別の解消や人権問題に取り組む市民団体の育成等も行います。

2 男女共同参画に関する人権問題

(1) 現状と課題

昭和51（1976）年国連婦人の10年が始まると、国は翌年に「国内行動計画」を策定し、「国内行動計画前期重点目標」を決定しました。

昭和60（1985）年に「男女雇用機会均等法」を公布し、「女子差別撤廃条約」を批准、平成11（1999）年に「男女共同参画社会基本法」等の国内法を整備し、男女共同参画社会の形成に向けた取り組みが行われています。

本市は、平成14（2002）年に男女共同参画推進条例を制定し、女性と男性が、共に喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意しています。

わたしたちの日常生活の中には、性別による固定的役割分担意識（P27 参照）から、男女間に不平等な対応があります。性別による差別的対応は、女性の自由な経済的・社会的活動等を制限し、個人の能力発揮と幸福追求の自由と権利を阻むものです。

本市が平成21（2009）年12月に実施した「男女共同参画に関する意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」という性別によって役割を分担する考え方について、「同感」「どちらかと言えば同感」の肯定が21.7%（前

回平成16（2004）年調査 19.8%）に対し、「反対」「どちらかといえば反対」の否定は43.0%（前回45.3%）となっており、前回調査より固定的役割分担意識を肯定する意見が増えています。

また、社会生活のさまざまな分野での男女の地位の平等感についての設問では、「社会的慣習、風潮」の分野では64.7%、「職場」では62%、「社会活動の場」では40.8%、「家庭生活」では59.1%の人が「男性の方が優遇されている」と回答しており、家庭、職場、地域社会などで、雇用、賃金、人材登用の格差など依然として男性と女性の立場が平等でない現状を示しています。

男女雇用機会均等法が成立して以降、男女共同参画の職場づくりが推進されていますが、男女に平等な労働環境の整備はまだまだ十分と言える状況ではありません。

平成21（2009）年度の意識調査の回答者の属性の割合では、正規労働者は、男性46.6%女性23.1%、非正規労働者の割合は、男性11.8%女性27.6%であり、雇用形態の実情も男女間に大きな差がみられます。また、「女性に不利だと思われるものは何ですか」の設問では、「賃金、昇給、定年などの差別がある」28.7%、「保育環境・条件が完備していない」28.3%などの回答があり、平成16（2004）年度調査時と比較しても増えており、雇用環境の整備に向けた取り組みが必要となっています。

また近年、ドメスティック・バイオレンス（DV）（P28参照）やデートDV（P28参照）、セクシュアル・ハラスメント（P27参照）、売・買春、ストーカー（P27参照）行為など、女性に対する身体的及び精神的暴力に対する相談件数は増加しています。

メディアの情報には、性別による役割分担の固定化につながる表現や女性の性的側面ばかりを強調したもの、性・暴力表現など、女性の人権を侵害する表現も多く見られます。

このような現状をふまえ、家庭や職場、地域などにおいて、性別による不平等な社会制度・慣行を見直し、さまざまな立場にあるだれもが社会の対等な構成員として、あらゆる分野の活動に参画し、性別にかかわらず個性と能力を発揮し、みんなが支え合い共生・協働する男女共同参画のまちづくりが必要です。

また、男女が互いにその人格、特にそのいのちと健康を大切にするため、「女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）（P27参照）」の意識の浸透と健康管理・保持・増進対策を推進する必要があります。

ひとり親家庭は、平成20（2008）年度に鳥取県子育て支援総室が行ったひとり親家庭等実態調査によると、母子世帯の年間就労収入200万円未満68.1%、父子家庭29.4%、就業率では、母子家庭85.1%常用雇用割合44.1%、父子家庭83.9%常用雇用割合60.3%と母子・父子家庭で収入・雇用

状況が異なっています。日常生活での困りごとは、母子・父子家庭とも家計を挙げ、また、行政への要望として、ひとり親家庭の相談窓口が分かりにくいということがありました。ひとり親家庭の状況や地域・職場等の人間関係等により、仕事と子育てが両立できるかどうか等その方の問題として捉えるだけでなく、就労や保育等行政課題としても捉える必要があります。また、ひとり親家庭に対する偏見や差別そして社会制度における生活支援等の課題があります。

従来、社会一般的に女性が女性であることで弱い立場にあり、さまざまな問題で「女性の人権問題」としていましたが、ワーク・ライフバランス、固定的な性別役割分担意識、父子家庭への支援、配偶者暴力の男性被害者への支援等のように、社会的な性に関わる問題は女性だけの問題だけではなく男性も含めた市民に関わる問題となってきたことから、女性の人権問題を男女共同参画に関する人権問題としました。

(2) 施策の推進方針

「男女共同参画社会基本法（平成11（1999）年）」の理念をふまえた、「鳥取市男女共同参画推進条例（平成14（2002）年）」に規定する「鳥取市男女共同参画計画」に基づき、施策等を推進します。

- ① あらゆる分野における男女平等教育・啓発の推進、男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、男女共同参画についての理解を深める講座の開催、また企業への育児・介護休業制度や男女雇用機会均等法等の周知・活用の促進のための啓発事業等による職場環境の改善などを推進します。

さらに、政策・方針決定過程への女性の参画拡大と参画しやすい環境づくりを推進します。

- ② 男女の健康支援と「女性の性と生殖に関する健康と権利」意識の浸透を図るため、教育・医療・保健機関等の連携による講座の開催等の啓発、生涯を通じた女性の健康管理・保持・増進対策を推進します。
- ③ ひとり親家庭への支援として、母子家庭自立支援給付金、母子寡婦福祉資金貸付、児童扶養手当、小・中学校入学支度金等を引き続き支給するとともに相談者へ必要な情報が届く制度周知や関係機関と連携した相談体制の充実を図ります。
- ④ 配偶者等に対する暴力は犯罪であり重大な人権侵害であることの啓発や、地域、団体、行政、関係機関などの連携により、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境整備を推進します。また、被害者の相談、保護・自立支援体制の充実等、被害者への支援を推進するとともに、加害者の更生に関する情報の提供などを行い、加害者への支援を図ります。

- ⑤ 鳥取市男女共同参画センター「輝（き）なんせ鳥取」を拠点として、各種講座の開催や情報提供、「女性なんでも相談」の実施、人材育成、活動団体の支援等、推進活動を幅広く実施します。

3 障がいのある人の人権問題

(1) 現状と課題

本市では、平成17（2005）年に「鳥取市障がい者計画」を策定し、「ユニバーサルデザイン（P29参照）による福祉のまちづくり」の理念のもと、障がいのある人への施策を総合的・計画的に推進してきました。

また、障がいのある人への施策をきめ細やかに推進するため、障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業等の目標数値や提供体制の確保等の方策を盛り込んだ「鳥取市障がい福祉計画」も、平成18（2006）年から3年ごとに策定してきました。

しかし、本市が平成23（2011）年度実施した聞き取り調査では、就労時・就労後の障がい者への理解不足、障がい者の雇用機会が少ないこと、障がい者が共同で生活するグループホーム設置等について地域に反対されたなど、就労問題など、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとはいえない現実がまだ残っています。真の共生社会の実現のために、人々の意識の中や施設や制度の障壁（社会モデル）を取り除く必要があります。

わたしたちは、障がいのある人もない人も、等しく基本的人権を享有するそれぞれかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されることが大切です。

近年、障害者基本法（昭和45（1970）年）の一部改正や障害者虐待防止法（平成23（2011）年）の施行、障害者総合支援法の成立など、障がいのある人を取り巻く施策や制度は大きく変化をしています。

このような中、障がいのある人を含む全ての市民が、互いに人格と個性を尊重し、自己決定と自己選択のもと、多様な社会資源を活用しながら、住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮することができる共生社会を実現するため、本市においては、社会モデルが広く周知されるよう啓発を継続し、「ユニバーサルデザインによる福祉のまちづくり」の理念のもと、全ての市民にとって暮らしやすい環境の整備を行っていくことが必要です。

(2) 施策の推進方針

「障害者基本法」に規定する「鳥取市障がい者計画」に基づき、障がいや障がいのある人に対する差別の防止、社会モデルの周知を図り、障がいのある人を含む全ての人がともに暮らし、自立し、社会参加できるまちづく

りを進めるため、施策を推進します。

- ① 市民に対する社会モデルの普及や福祉教育を推進し、共生社会の実現を図ります。
- ② 個々の障がいのある人や介護をしている人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備・充実に努めます。
- ③ 障がいのある人の意思を尊重していける社会に向けて、成年後見制度（P27 参照）の普及に努めます。
- ④ 障がいの早期療育体制の充実に努めます。
- ⑤ 障がいのある人の地域生活支援の充実に努めます。
- ⑥ 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズにきめ細かく対応した教育支援体制の整備の充実に努めます。
- ⑦ 能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会の確保に努めるとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図ります。
- ⑧ 情報バリアフリー化（P26 参照）の推進やコミュニケーション支援体制の充実に努めます。
- ⑨ バリアフリー（P28 参照）にとどまらずユニバーサルデザインの理念に基づいた環境の整備を行います。

4 子どもの人権問題

(1) 現状と課題

本市の子どもを取り巻く現在の状況として、核家族化・少子高齢化の進行、地域の連帯感の希薄化、自己中心的な傾向などによる規範意識、道徳心、地域や家庭における教育力の低下などが大きな問題として懸念されています。このような中で、コミュニケーション能力不足、社会的なストレスなど子どもを取り巻く社会環境の変化などを背景として、いじめ、体罰、児童虐待などのさまざまな問題が発生しています。

家庭では、子どもの睡眠不足や朝食をとらないままでの登園・登校など、子どもに基本的な生活習慣を身につけさせる上で不適切な状況が見受けられます。また、支え合う、助け合うといった地域の共同体意識の低下により、家庭が孤立することで子育てに対する不安や悩みを抱える親が増えており、その中には身体的虐待・心理的虐待・ネグレクト（参照 P28）・性的虐待など児童虐待や養育に関する相談が寄せられています。

児童虐待については、平成12（2000）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が施行され、さまざまな取組みが進められてきました。平成16（2004）年4月の同法改正では、児童虐待が子どもの人権を著しく侵害し、その人格形成に重大な影響を与えることが明記され、児童虐待を発

見した者が通告する窓口が市町村にも拡大されるなどの整備がなされました。また、同年12月には「児童福祉法（昭和22（1947）年）」が改正され、児童相談体制の市町村の役割が明確にされるとともに、身近な市町村において虐待の未然防止や早期発見を中心とした取り組みを行うこととされました。児童虐待が子どもの命や心身の発達—及びその後のいじめや不登校への関連性があることから、関係機関が連携して早期発見、早期対応に努めるとともに、安心して子育てができる社会環境の整備や相談体制の充実を図るなど、子どもの最善の利益を保障するという視点で施策を推進する必要があります。

近年、いじめや不登校などの学校に関わる子どもの人権問題事象も憂慮すべき状況にあります。いじめは、個人に対して精神的、肉体的苦痛を一方的に加える重大な人権侵害です。その苦痛は、時に長期にわたり当事者を苦しめ、自殺や殺傷事件、不登校、ひきこもりの遠因となることもあります。

いじめは多数が少数を排除しようとする同質原理から生まれます。大人社会が健全なモデルとして存在していないこと、多数派に同調することを良しとする社会風潮などが、影響しているとも考えられます。また、家庭、学校、地域など関係機関の連携の不備も深刻な課題であるといえます。

不登校は、子どもが人格形成の基礎となる義務教育を受けることができないという子どもの基本的人権に係わる問題でもあります。本市の不登校児童、生徒の出現率は全国平均を上回っており、今後も重要な教育課題として取り組む必要があります。

子どもたちが社会を形成する一員としての自覚を持ち、その存在が等しく尊重されるよう、乳幼児期からの健全な育成を支援する保育及び教育を推進するとともに、すべての子どもたちの学習する環境を整え、学習する権利を保障することが重要です。保護者に対しては、家庭における人権教育の大切さと、学校、地域での人権学習の重要性を啓発し、子どもに対しては、自尊感情を持ち、他者の痛みを想像する力を身につけさせ、互いの多様性をかけがえのない存在として尊重できる関係を形成できる力を育む実践的な人権教育を推進する必要があります。

同時に、子ども自身に対する人権教育として、乳幼児期から、命を大切にし、自己の人権と他者の人権を尊重しあえる人間を目指して保育及び教育を推進するとともに、学習する環境を整備する中で、すべての子どもたちの学習する権利を保障し、人権についての知識・理解の増進と人権感覚の育成を図ることが必要です。また、保護者に対しては、子どものための人権教育について、さらに理解を深める支援や啓発活動を進め、子どもと、子どもを取り巻く大人自身との両面から子どもの人権教育を推進する必要

があります。

(2) 施策の推進方針

全ての子どもは、社会の大切な一員であり、心身ともに健やかに成長し自己実現を図っていく権利が保障されなければなりません。社会の大切な一員です。子どもは権利行使の主体者であり、個人として尊重されなければならないという考えを、すべての市民が共有し、あわせて市民一人ひとりが人権を尊重し、自分自身と周りの人たちを大切にしていけるよう、教育・啓発を推進していきます。

平成元（1989）年、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」が国連総会において採択され、これをわが国は、平成6（1994）年に批准しました。この条約は、子どもを保護の対象としてだけでなく、「共に歴史を作るパートナー」として認め、子どもを権利行使の主体者とし、人間の尊厳の体現者として認めるものであり、この条約の趣旨と内容の普及・啓発と実現に努めます。また、「次世代育成支援対策推進法（平成15（2003）年）」による「鳥取市次世代育成行動計画」に基づき、施策を推進します。

- ① 本市の子育て支援事業や母子保健事業を進めるなかで、保護者の育児不安の解消や育児支援など、子どもが心身ともに健やかに育つよう環境の整備を推進します。
- ② 子どもが家庭や保育園・幼稚園・学校、地域の中で人格や個性が尊重され健やかに育つよう、地域や関係機関との連携を図るとともに、子どもの人権について「児童福祉週間（5月5日～11日）」や「児童虐待防止推進月間（11月）」などをとおして啓発活動を行います。
- ③ 児童虐待の未然防止や早期発見を中心とした取り組みを積極的に進めるため相談窓口の充実と情報提供を図るとともに、「鳥取市要保護児童対策地域協議会」を活用し、関係機関と連携して早期発見に努めるとともに、必要な支援活動を行います。
- ④ 家庭や地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てるとともに子どもの人権を守る社会全体の風土を醸成していきます。
- ⑤ 保育園・幼稚園・学校において、「子どもの権利条約」をふまえた保育・教育内容の充実、保護者への啓発、職員研修などの施策を推進します。
- ⑥ いじめの防止に向けて、家庭、学校、地域が協働して対応できる支援体制を整備します。
- ⑦ 子ども自身がいじめ問題やあらゆる差別問題に向き合い考えていく力、心の痛みを訴える力、多様な在り方を尊重する力を身につけ、自己肯定感を育める人権教育を推進します。

- ⑧ 不登校やひきこもりの子どもが、将来に希望を持ち、生きがいを見い出せるよう、関係機関、民間団体と協働し、相談体制の充実など支援体制の整備をさらに推進します。

5 高齢者の人権問題

(1) 現状と課題

わが国は、平均寿命が80年を超えるという世界有数の長寿国となる一方、出生率の低下による少子化傾向も加わり、本格的な少子・超高齢化社会を迎えています。本市においても、すでに現在、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人の割合）は、平成24（2012）年12月末には23.7%に達しており、今後も一層高齢化が進むことが予想されます。

こうした社会状況の中で、加齢に伴い介護を必要とする高齢者や認知症のある高齢者も増加しており、介護の長期化、養護者の高齢化による介護力の低下などとも相まって養護者の心身の負担が重くなっている状況もみられます。また、これらが起因して身体的虐待や心理的虐待、経済的虐待、介護放棄等のいわゆる高齢者虐待の問題が生じています。さらに、最近では、高齢者が悪質商法で被害に遭うケースや、認知症などにより判断能力が不十分な高齢者の財産管理の問題なども増加しています。

高齢者を取り巻く社会には、年齢制限などにより高齢者の豊かな知恵・経験・技術が活用されない就労状況や社会的に「高齢者」に対する偏見や固定概念が存在しています。また、高齢者であることによって各種の社会参加をする機会がうばわれていくなどの問題もあります。

高齢化が進展する社会においては、高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で生きがいを持ち、豊かな知恵・経験等を活かしてまちづくりの活動に参加し、安心して自立した生活を送ることができること、また生涯を通じて人権が保障され、人間としての尊厳を保つことができることが、なによりも大切となります。

そのためには、今後、全ての高齢者の人格や個性が尊重されながら、さまざまな分野で活動が可能なまちづくりを進めるとともに、高齢者虐待に対する防止対策などを積極的に取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

本市は、高齢者が安心していきいきと暮らすことができるよう、「老人福祉法（昭和38（1963）年）」及び「介護保険法（平成9（1997）年）」の規定により策定する「鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画」に基づき施策の推進を行うとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17（2005）年）」に基づき施策を

推進します。

- ① 高齢者の価値観や自主性を尊重しながら、社会参加しやすい環境づくりに取り組み、高齢者の自己実現を支援していきます。
- ② 高齢者がその知識や経験を活かして、実社会の担い手として活躍することができるように、就労環境の整備を図ります。
- ③ 健康づくりや介護予防を重視した取り組みを行うとともに、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や家庭でできる限り生活し続けられるよう必要なサービス基盤を整備促進します。
- ④ 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、「地域包括支援センター」の機能充実に努めるとともに、高齢者のさまざまな問題に関する相談体制の充実に努めます。
- ⑤ 認知症などで判断能力が不十分な高齢者の財産や生活を守るため、成年後見制度（P27 参照）の普及に努めます。
- ⑥ 高齢者虐待に対しては、関係機関と連携して必要な援助活動を行ないます。
- ⑦ 認知症に対する正しい理解や認識を深める啓発を推進します。
- ⑧ 老人クラブなど的高齢者団体の活動を支援します。

6 外国人の人権問題

(1) 現状と課題

本市には、現在約1,300人の外国人が居住しています。また、環日本海諸国をはじめ多くの国々との交流を積極的に進めるなど、わたしたちの日常生活の中での国際化が進むとともに、ますます外国人と接する機会が増えています。

しかしながら、歴史的・地理的に関係が深いアジアの近隣諸国との関係や特に韓国・朝鮮人が比較的多数日本に在住しているという歴史的経緯やその実状、また、近年急速に増えている在住中国人の実情、その他諸外国に対するわたしたちの理解と認識が十分とはいえない面があります。さらに、わたしたちの日常生活の中にある、外国人を過度に特別視するなど人種、民族や生活習慣、宗教の違いなどを起因とするさまざまな差別や偏見があります。また、本市が平成23（2011）年度実施した聞き取り調査では、文化の違いから生じる誤解や言葉の壁があるという問題が明らかになりました。

本市では、平成8（1996）年に「鳥取市外国人高齢者福祉手当等支給条例」を制定して国民年金に加入できない長期在住外国人への支援措置を行い、平成13（2001）年度実施の市職員採用試験からは全ての職種において国籍要件を撤廃するなどの取り組みを行いました。また、「多文化共生社会」の実現に向け、特に在住外国人等の日常生活における支障を

取り除くため、本市の国際交流拠点である鳥取市国際交流プラザが中心となり、生活情報や生活物資の提供、生活相談、日本語指導等を実施しています。さらに、学校教育や公民館等での生涯学習において、市民の国際理解を推進し、多文化共生社会を実現するためのさまざまな取り組みを行ってきました。

今後とも、外国人の人権を尊重し、同じ地域に暮らす住民であるという観点から、外国人の人権が保障される共生社会を実現するため、また、国際化に対応するためにも、外国人に対する差別や偏見の解消を図り、外国人も地域社会の一員となって、共に安心して生活できる施策を推進し、共生社会を構築していく必要があります。

(2) 施策の推進方針

本市の在住外国人等との交流、連携・協力による多文化共生社会の実現のため、施策を推進します。

① 外国籍市民の市政参画

外国籍市民の市政参画を促進し、多文化共生社会の実現を目指します。

② 国際理解教育・多文化共生教育の推進

国籍や民族、文化が異なる人々と互いに理解し、尊重しあって共に生きる多文化共生のための教育を推進し国際理解を図ります。外国人児童生徒への語学（母国語および日本語）をはじめ学力向上に努めます。また、外国人児童生徒の保護者等へは日本語を学ぶ機会の提供に努めます。

③ 情報提供の充実

日常生活全般における言葉に関する障がいを取り除くよう、外国語による情報提供の充実に努めます。

④ 日常生活における条件整備

在住外国人等を含めた市民全体の利便性の向上や生活の安定という観点から、バスや鉄道などの公共交通機関のユニバーサルデザインの視点による分かりやすい案内表示を進めます。

7 病気にかかわる人（P29 参照）の人権問題

(1) 現状と課題

医療技術の進歩や医療体制の整備が進んでいる一方、さまざまな病気に関する正しい知識と理解が十分に普及していないため、病気に対する偏見や誤解により病気にかかわる人が人権侵害を受ける現状があります。

さまざまな病気について、まず治療や予防など、医学的な対応が必要となることはいまでもありませんが、病気にかかわる人が抱える生活上の問題を人権問題として捉え、その解決に向けた取り組みが十分ではない現

状もあります。

ハンセン病（P28 参照）は、国による隔離政策と官民一体となつて行われた「無らい県運動」により、社会全体にハンセン病が恐ろしい病気であるという誤解を与え、差別や偏見を助長してきました。

ハンセン病回復者が、はじめて故郷に埋葬された事例が本市にはありますが、現在でも、社会的には未だに根強いハンセン病への差別・偏見が存在しており、ハンセン病回復者やその家族が安心して暮らすには十分ではありません。

H I V（エイチ・アイ・ブイ）（P26 参照）感染者やエイズ感染者等に対し、正しい知識や理解の不足から、病気そのものや患者・感染者を特別視する差別意識が存在しています。

精神疾患に対して、古くからの慣習や風評、不正確な事件報道や情報等により、正しい知識等が伝わっていないことから誤解や偏見を生じています。このことから、職場や地域で患者が疎外されたり排除されることがあります。

難病は、原因が分からなかったり、治療方法が未確立であるため、症状が慢性的又は進行性があるため、患者及びその家族が日常生活を送る上で、経済的負担をはじめ、さまざまな問題が生じています。

また、厚生労働省が指定している難病のほかにも、若年性認知症のように、社会的に十分認識されていない病気もあり、当事者が可能な限り、社会参加を進めていくことができるよう、社会の一層の理解を求めていく必要があります。

認知症は年齢が若くても発症することがあります。65歳未満で発症した場合を若年性認知症といいます。働き盛りの世代に発症する若年性認知症は、患者やその家族に与える影響が大きく、社会的にも重大な問題となっています。また、認知症は高齢者が発症するものという誤解や偏見により、年齢が若いと認知症であることに結びつかず、早期発見治療の機会を逸することも少なくありません。さらに、認知症であることを周りに知られることで、不当な扱いや疎外されることを恐れて、誰にも相談できない現状もあります。

さまざまな病気について、まず治療や予防など、医学的な対応が必要となることはいまでもありませんが、すべての人々が病気に対する差別や偏見を解消し人権が尊重されるまちづくりを推進していく必要があります。

また、医療においては、患者側の人権を重視し、治療側との信頼関係のもとで安心して治療を受けることができることが求められています。医療従事者から自分の病状について十分説明を受け、同意した上で治療を受けるインフォームド・コンセント（P26 参照）の確立など患者の立場に立つ

た医療を行うことが求められるとともに、病気等に関する患者や家族のプライバシーの保護が求められています。病気にかかっている人や家族に対する人権侵害が起こることのないよう、十分に配慮していくことが必要です。

(2) 施策の推進方針

- ① 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行を踏まえ、ハンセン病回復者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう、ハンセン病の正しい知識の普及・啓発を行い、偏見や差別の解消を図るため、関係機関と連携して啓発に取り組みます。
- ② 感染症等に関する市民への情報提供を正確かつ迅速に行うとともに、相談窓口を明確にし、相談を受け付けます。
- ③ 精神疾患や難病を含む病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及と啓発に努めます。
- ④ 若年性認知症の当事者が集い、情報交換等を行う活動を支援します。若年性認知症の人と家族を支援するケアサポーターの養成や認知症に対する正しい理解の普及・啓発などを計画的に行います。また、生活支援について調査検討を行います。
- ⑤ 患者や家族等が医療従事者から自分の病状について十分説明を受け、同意した上で治療を受けるインフォームド・コンセントを確立し、医療・保健・福祉などの関係機関との連携を図りながら、患者の心情を理解し、患者の立場に立った医療を推進するとともに患者や家族等の病気等に関するプライバシーの保護について、特段の配慮をするように医療・保健・福祉などの関係職員の教育啓発に努めます。

8 個人のプライバシーの保護

(1) 現状と課題

本市はもとより全国の自治体や企業等は、コンピュータやネットワークなど高度化する情報通信技術（ICT）の活用とともに、大量の情報処理や情報管理を行っています。その一方、自治体や企業を問わず、収集し、保有する個人情報本人の認識がないまま流出し蓄積され、売買の対象とされたり、悪徳商法等に利用されるなど、情報漏えいによる著しい人権侵害事例が生じています。

司法書士等有資格者による利益を目的とした戸籍謄本不正取得事件が明るみになりました。市民や県警職員の戸籍情報が流出し、一部は暴力団に流れていました。さらに、この不正取得の目的の一つには、「同和地区出身かどうかの身元調査」がありました。全国の自治体で「本人通知制度」の

導入が進められています。

そうしたなかで、個人情報の有用性に配慮しながら、かつ個人の権利利益を保護することが求められており、電算業務上の管理面において個人情報の保護対策に万全を期することが大きな課題となっています。

市においては、市民等の個人情報に深くかかるとともに、大量の個人情報を取り扱う事務が数多くある状況をふまえて、職員一人ひとりが市民の個人情報を保護するということは市民の人権を守ることでありという認識に立ち、必要な範囲において、かつ正確な個人情報を適切に管理しながら業務を遂行することが強く求められています。

本市では、平成15（2003）年4月に「鳥取市個人情報保護条例」を施行し、本市の機関が保有する個人情報を適正に管理することを義務付けるとともに、本人に対する個人情報の開示、訂正及び利用停止等を請求する権利を明らかにし、個人の権利利益の保護を図っています。

また、同年に制定された「個人情報の保護に関する法律」で個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等が定められ、企業等についても、保有する顧客情報などの個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように努めることが求められています。

そして、市民一人ひとりには、自らの個人情報が自らの人権に関する問題であることを認識し、自らの個人情報を守るという意識を持つことが大切です。

お互いのプライバシーを保護することは、個人の尊厳を基本とする情報化社会の実現のためにもっとも重要なことです。個人情報の重要性が認識され人権が守られる社会づくりのために、行政と企業等や市民が一体となって取り組む必要があります。

（2）施策の推進方針

- ① 個人のプライバシーが尊重され、人権が守られる社会を構築するために、学校、地域、行政、企業などでのプライバシー、個人情報保護についての教育研修の機会の充実を図るなど、個人のプライバシー保護に関する知識の向上や人権意識を高める活動を積極的に支援します。
- ② 「個人情報の保護に関する法律」や「鳥取市個人情報保護条例」に基づいて、個人情報の適正な取り扱いに努め、個人のプライバシーが守られる社会の実現を図ります。
- ③ 「個人情報の保護に関する法律」、「鳥取市個人情報保護条例」、「鳥取市電子計算組織管理運営規程（平成15年）」及び「鳥取市情報セキュリティポリシー（平成16年）」に定めるところにより、人及び設備の両面の対策を図り、個人情報の保護に努めます。また、苦情処理の対応についても解

決に向けて支援をおこないます。

- ④ 住民票の写し等の交付に係る本人通知制度の周知をはかり、住民票や戸籍謄本などの不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害の防止を図ります。
- ⑤ 「鳥取市電子計算組織管理運営規程」や「鳥取市情報セキュリティポリシー」に基づいて、機器・電子データ・磁気媒体等の管理者を設置し、これらの適切な管理体制を確保するとともに、セキュリティ管理体制の順守、電子データの適切な取扱い、事故発生時の適切な対応、個人のシステム利用の制限、運用に関する基準及び運用実績記録の作成などの人的対策を推進し、電算室への出入管理（パスワード設定）、個別業務へのアクセス権限の設定、ネットワークの分割による不正侵入防止などの設備対策を推進します。

9 アイヌの人々の人権問題

(1) 現状と課題

アイヌの人々は、固有の言語や伝統的な生活習慣などの民族独自の文化を持った先住民族です。しかし、過去の同化政策などにより、アイヌ語の使用や独自の風習も禁止されるなど民族独自の文化が抑圧されていました。平成9（1997）年に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が制定され、知識の普及と啓発を図るための施策が推進されています。

平成20（2008）年衆参両議院で「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が全会一致で採択されました。平成21（2009）年には「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」による報告書が内閣官房長官に提出され内閣官房内にアイヌ総合政策室が設けられています。これを受けて、平成22（2010）年にアイヌ政策推進会議が発足し、総合的なアイヌ政策の推進に向けて議論が重ねられています。

しかし、依然として、歴史や文化への無関心や誤った認識から、就職や結婚などにおいて差別・偏見や生活上のさまざまな人権侵害が存在しています。

鳥取市においても、この問題の本質を捉え、教育啓発をする必要があります。

(2) 施策の推進方針

アイヌの人々に対する偏見や差別意識の解消を図るため関係機関と協力し、教育啓発を推進します

10 刑を終えて出所した人の人権問題

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人や罪や非行を犯した人に対しては、本人に強い更生の意欲がある場合であっても、就職に際しての差別や住居等の確保の困難など、国民の意識の中に根強い偏見や差別意識が存在します。

本市が平成23年度に実施した聞き取り調査の結果では、医療や生活面での支援の必要性などの問題がありました。

このように社会復帰を目指す人たちにとって、現実には極めて厳しい状況であり、こうした偏見や差別意識を解消し、その社会復帰のための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

また、被疑者やその家族に対する差別や偏見などの問題があり解決に向けて取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識が解消され、家族、職場、地域社会が理解することが必要で関係機関と協力し、この偏見・差別意識を解消するため、教育啓発を推進します。また、社会復帰に係わる支援に努めます。

11 犯罪被害者やその家族の人権問題

(1) 現状と課題

犯罪被害者やその家族の多くは、その権利を尊重されてきたとは言い難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきました。

平成12(2000)年に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」、平成16(2004)年に「犯罪被害者等基本法」、平成20(2008)年に経済的支援の充実を図った「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」が制定又は改正されるなど、犯罪被害者やその家族への保護や支援の制度が整えられてきましたが、マスメディアによる行き過ぎた犯罪の報道によるプライバシー侵害や名誉毀損、過剰な取材による私生活の平穩の侵害などの問題があります。

本市が平成23年度に実施した聞き取り調査では、医療や生活面等の社会的支援の充実や市民の理解が求められています。

(2) 施策の推進方針

社会全体で犯罪被害者を支援していくという意識を醸成できるよう啓発に努め、とっとり被害者支援センターや犯罪被害者支援ネットワークと連携して相談やサポートに努めます。

1.2 性的マイノリティ（P27 参照）の人権問題

(1) 現状と課題

心と体の性が一致しない性同一性障がいのある人、性的指向に係る同性愛者などのいわゆる性的マイノリティは、社会的に異質なものとして、嫌がらせや侮辱的な言動を受けたり、雇用面における制限や差別をされたり、性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなどさまざまな問題があり、この解消に向けた取り組みが必要となっています。国においては、平成15（2004）年に「性同一性障がい者の性別の取扱いの特例に関する法律」が制定され、戸籍の性別変更が可能となるなどの取り組みがなされました。本市では、申請書等に不必要な性別記載を削除するなどの取り組みを実施しました。

今後とも性的マイノリティが理解されるよう取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の推進方針

性的マイノリティの人への差別や偏見が解消されるよう関係機関と連携し、正しい認識と理解を深めるよう啓発に努めます。

各種申請書等の公文書について、不必要な性別等の記載を省略するよう引き続き取り組むとともに関係機関にも働きかけます。

1.3 パワー・ハラスメント（P28 参照）に関する人権問題

(1) 現状と課題

職場における力関係を背景としたいじめの問題（パワー・ハラスメント）が、最近になって注目され始めた背景には、これまでの終身雇用制が崩れ、不況や企業合併などで経営や雇用形態が急変する中、職場の人間関係が変化し複雑化していることが考えられます。特に中高年に対するリストラの圧力、ノルマ強化などの労働強化、能力主義や成果主義などの導入による職場環境の変化などが、働く者にプレッシャーを与え、精神的に追い込んでいる状況があります。

パワー・ハラスメントは、職場内の労働問題であるばかりでなく、受けた本人の失業や過労死へ結びつく、または、その家族まで影響が及びかねない、いわゆる生存権を脅かす人権問題でもあります。

今後とも国、県などの関係機関と連携しながら、その防止と被害者の救済に取り組んでいく必要があります。

(2) 施策の推進方針

パワー・ハラスメントについて、市民の理解を得るために家庭、職場、地域などでの正しい認識の普及と啓発に努めます。

1 4 非正規雇用等による生活困難者の人権問題

(1) 現状と課題

昨今の厳しい経済情勢から、派遣労働者の解雇や雇止め等非正規労働者の離職ワーキングプアが増加し、安心して生活する権利や働く権利など生存権にかかる問題となっています。ホームレスに対する偏見や暴行事件も発生しており、ホームレスに対する偏見や差別意識を解消する必要があります。

(2) 施策の推進方針

最低限の生活を保障するセーフティネットである生活保護制度により受給者に対して支援を行うとともに就労支援・自立を助長します。また、ホームレスに対する差別や偏見を解消するため関係機関と連携し啓発に努めます。

1 5 インターネットにおける人権問題

(1) 現状と課題

情報通信、発信技術の進展により、インターネットは有益で利便性の高いメディアとして多くの人に利用されています。インターネットにより、情報収集やコミュニケーションの迅速性は、急激に向上しました。

しかし情報伝達の迅速さは、掲載された情報の修正、消去や急激な流出の防御などを困難にし、また、発信の匿名性を利用して誹謗中傷、差別など有害な情報発信、深刻な人権侵害が多数発生しています。さらに、インターネット版部落地名総鑑の出現や児童ポルノの流通による性的児童虐待が発生しています。

インターネットの広域性から、個人が世界に向け容易かつ瞬時に情報発信を行うことができることから、個人情報などの情報管理は個人のモラル教育や管理者の専門教育の強化など、より具体性が求められています。

スマートフォンの急増で、ネット依存も深刻化しています。ネット上の人間関係を優先し、現実の人間関係の遮断、ネットいじめ、児童虐待、育児放棄などの事例も発生しています。インターネットにより暴力、児童買

春、児童ポルノなど子どもをとりまく犯罪も凶暴化、潜在化の傾向にあると考えられ、対策とともに啓発に取り組む必要があります。

(2) 施策の推進方針

- ① インターネットを利用するにあたってのモラルを向上させるために関係機関と連携して学校、家庭、地域、職場等で教育・啓発を推進します。
- ② インターネット上での人権侵害に対しては、関係機関と連携して対応できるシステムを構築します。また、特にいじめなど人命にかかわる可能性がある重大事案に対しては、対策チームを設置し、解決に向けて被害者への対応や人権侵害に繋がる恐れのある情報の削除要請など、適切な処置を速やかに行います。

1.6 災害時における人権問題

(1) 現状と課題

平成23(2011)年3月11日の東日本大震災は、多くの人命が失われ、多くの建物等が損壊するなど未曾有の人的・物的被害が生じました。

この状況にあって人々の間に復旧・復興のための支援の輪が広がり、人と人との「絆」が確認される一方で、福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能被ばくについての風評被害や避難生活の長期化に伴うトラブル等震災に伴う新たな人権問題も発生しました。この問題は、無知や誤解が差別を発生させるもので、災害時等今後いつ発生するとも限らないものであり、正しい人権意識により不当な排除や忌避を見抜いて差別を発生させてはなりません。

災害時における人権問題等その他新たに発生する人権問題に対応する必要があります。

東日本大震災、福島原発事故、大雨・大雪等自然災害などは、高齢者、障がいのある人、子ども、外国人、妊婦等いわゆる災害時要援護者への配慮が重要です。

災害が発生した時の情報伝達においては、視覚・聴覚障がいのある方、日本語の理解が難しい方等への対応が必要であるなど、避難時、避難所での生活時等、それぞれの場面でいのちを守るため、災害対応の時系列に必要なとされる対策等を想定し、準備が必要です。

これらに対応するためには、普段から行政だけでなく地域においても災害時要援護者の視点を持って対策を考え備えることが求められます。

また、人を大切にし、人権が尊重される社会をつくるためには、日ごろから人権意識の向上を図ることが必要です。

(2) 施策の推進方針

- ① 災害発生時やその後の情報伝達においては、防災行政無線、携帯メール、携帯エリアメール、自主防災組織等による臨戸伝達、車による広報等災害時要援護者にも配慮した色々な伝達媒体を利用できるよう努めます。
- ② 市民がお互いに助け合うように、災害時要援護者支援への理解と啓発を行い、自治会や自主防災会などと協力をして共助の体制づくりを推進します。
- ③ 地元での防災訓練等を通じた実践的な防災知識や能力と自主防災組織の体制充実を図ります。
- ④ 安心・安全な避難ができるよう施設のバリアフリー化や介護・語学ボランティアの活用やプライバシーへ配慮した受け入れ体制の整備に努めます。
- ⑤ 災害時における救援・被災者受入等相談窓口を開設し、生活支援物資に関連する情報提供や被災者受入等に努めます。
- ⑥ 被災者、被災地に対する差別や偏見が起きない社会づくりに努めます。

おわりに

社会の進展や変化に伴う新しい人権問題についても、情報収集や調査・研究を行い、的確に対応する人権施策を推進し、人を大切にし、人権が尊重される社会づくりに努めます。

参 照 …… 用語の解説（50音順）

1 インフォームド・コンセント

患者個人の権利と医師の義務をさす言葉。患者には医療上の自己の真実を知る権利があるので、医師は個々の患者が理解し納得できるように説明する義務がある。

2 HIV（エイチ・アイ・ブイ）

ヒト免疫不全ウイルスのこと。一般にヒトに免疫低下を起こすウイルスとその感染による免疫不全症候群（エイズ 後天性免疫不全症候群）と合わせて使われることが多い。

性交渉による青壮年や妊娠から子どもにも感染するとされるが、輸血や血液製剤などによる血液感染は、薬害エイズとして社会問題となった。エイズを発症すると肺炎などの感染症や悪性腫瘍を合併し死に至ることもあると言われているが、正しい知識と適切な治療により防ぐことができる。

3 NPO（エヌ・ピー・オー）

非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで、社会的な公益活動をする組織・団体をいう。

4 社会モデル

社会モデルとは障がい者が受ける社会的不利は社会の問題だとする考え方。障がい者とは、社会の障壁によって能力を発揮する機会を奪われた人々と考えられる。たとえば、駅で電車に乗るとき車いすを使って階段を上れずに電車に乗れないのは、エレベーターがないという障壁のためであり、このように社会が能力を発揮する機会を奪っているということ。エレベーターが設置されていれば、1人で2階に行けるので移動の自由が保障される。一人で外出できない障がい者でも、ヘルパー利用など、社会サービスが充実していれば、外出することができる。このように、社会モデルは、身体能力に着目するのではなく、社会の障壁に着目する考え方である。

5 情報バリアフリー

障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる用語が「バリアフリー」（18参照）であり、情報を入手したり、伝達するための障壁（バリア）を除去しようとするものである。

- 6 女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）
「女性の性と生殖に関する健康／権利」に関する包括的な考え方。1994年（平成6年）の国際人口開発会議において提唱された。

男女が互いの身体的特徴を理解しあい、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態を保持し、妊娠・出産の調整を始めとする性と生殖に関する健康を権利として捉えようとする概念をいう。

7 ストーカー

同一の者に対し、つきまとい、待ち伏せ、押しかけ、見張り、監視していると告げる行為、面会・交際の要求、粗野・乱暴な言動、無言電話、連続した電話・ファクシミリ、汚物などの送付、名誉を傷つける、性的羞恥心の侵害を繰り返して行なうことをいう。

8 性別による固定的役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」あるいは「男は外、女は内」など、男女の役割を固定的にとらえる考え方、意識をいう。

9 性的マイノリティ

性的少数派のこと。性同一性障害、同性愛者などの性に関する少数派に属している人全般をさす。

10 成年後見制度

認知症の高齢者や知的・精神障害のある人など判断能力が十分でない成人を支援するための法律上の制度。代理権や同意権・取消権が付与された成年後見人等が認知症高齢者等判断能力が十分でない方の財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）に関する契約、遺産分割などの法律行為全般を行い、当事者を保護し支援する制度。

11 セクシュアル・ハラスメント

一般には雇用の場での性差別の具体的な現れとして起きる「性的いやがらせ」をさす。

身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目にふれる場所へのわいせつな写真の掲示などが含まれる。

雇用の場だけでなく、学校におけるスクール・セクシュアル・ハラスメントやキャンパス・セクシュアル・ハラスメント、病院や福祉施設などで患者や障害のある人が被るハラスメントも深刻な問題となっている。

12 DV（ドメスティック・バイオレンス）

一般的には配偶者や恋人などの親密な関係にある、またはあつた人から加えられる暴力をいう。

13 デートDV

デートDVは同棲していない恋人間での体、言葉、態度による暴力のこと。

親密な相手を思い通りに動かす為に複合的に使われるあらゆる種類の暴力を指す。

14 ネグレクト

幼児など社会的弱者に対し、その保護、養育義務を果たさず放任する行為のこと。

15 ノーマライゼーション

障がいのある人や高齢者などの社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方をいう。

16 パワー・ハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいう。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれる。

17 ハンセン病

ノルウェーの医師ハンセンが発見したライ菌の感染によって起こる感染症のこと。ライ菌の伝染力はごく弱く感染しても発病することは極めて稀だが、潜伏期は3年から20年にも及ぶことがあるため、かつては遺伝病と誤解されたこともあった。仮に発症しても現在では、治療法も確立され確実に治癒できる病気である。

18 バリアフリー

本来、住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などを取り除くという意味であるが、広くは、障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

19 病気にかかわる人

「病気にかかっている人など」のほか、医療・保健関係職員など病気にかかわる業務に従事している人をいう。

20 ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者を含むすべての人が使いやすいように、製品、建物、環境、空間、まちづくり等をデザインすることをいう。福祉の分野から提唱された考え方で、障害のある人や高齢者なども含めてすべての人が使うことを想定して製品のデザインをすれば、すべての人が等しく使える製品ができるという考え方である。

この考え方の原点には、すべての人が等しく社会の一員として尊重されるべきであるという考え方があり、ユニバーサルデザインを推進することは、一人ひとりが尊重され、すべての人が自己実現を可能とする社会の実現をめざすことであり、バリアフリーやノーマライゼーション（参照 P28）の理念にもかなうものである。

鳥取市人権施策基本方針第1次改訂（案）について

取り組みの経過

鳥取市人権施策基本方針第1次改訂にあたり、鳥取市は、鳥取市差別のない人権尊重の社会づくり協議会へ平成23年11月15日に諮問し、11回の協議会と10回の部会を経て平成25年1月30日に答申がありました。

- 平成23年11月15日 第1回協議会の開催（基本方針改訂案の諮問・協議）
- 平成23年12月21日 第2回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年 1月19日 第3回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年 3月15日 第4回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年 4月26日 第5回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年 5月24日 第6回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年 6月25日 第7回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 同日 第1回部会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年 7月19, 24, 26日 第2回部会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年 8月22, 23, 24日 第3回部会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年10月 4日 第4回部会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年10月25日 第8回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年11月13日 第9回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年11月29日 第10回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成24年12月26日 第11回協議会の開催（基本方針改訂案の協議）
- 平成25年 1月30日 協議会から市へ答申

「鳥取市人権施策基本方針」に対する附帯意見

- 1 すべての分野における「実態把握」(実態調査)が行われることを提言します。

どの課題においても、その問題の当事者がどのような課題・問題に直面しているのかを把握することは、施策を推進する上で欠かせないことだと思います。実態を把握することで、当事者の課題解決や全市民として取り組むこと、行政として行うこと等が明確になり、条例に謳われている人権尊重の社会づくりができるのではないのでしょうか。また、その場合、総体的な実態把握でなく、一つ一つの課題ごとの実態把握を行うことが重要であることを申し添えます。
- 2 様々な差別・人権課題の当事者の参画を欠いてはならないことを提言します。

今回の人権施策基本方針策定にあたって、協議会委員の選出はもとより、当事者等からの「ききとり」を行っています。これは重要なことだと思います。施策を検討する上でも、施策を推進するうえでも、当事者からかい離れたことでは、結果として成果が上がらないものとなります。今回の事例を基に、さらに当事者性を踏まえる基本姿勢と施策の運用を提言します。
- 3 鳥取市総合計画への施策反映についての提言
さまざま施策の必要性が、今回の「人権施策基本方針」に謳われました。これらを具体化し、必ず個別課題における具体的施策が総合計画に反映されるようにして頂きたいと思います。そして、進捗状況やその後の課題が明らかになるよう、当「協議会」へ報告され、その検討が行われることによって、鳥取市が人権尊重都市となるのではないかと思います。
- 4 公聴会等の開催について
「人権施策基本方針」が策定された後、この基本方針を絵に描いた餅にすることなく、条例に謳われているように「公聴会」等を開催し、普及を図るとともに、市民からの意見を聞き「基本方針」を充実させることが必要なことであると思います。
- 5 あらたな分野における人権課題に対する積極的な対応について
若年性認知症本人や、性的マイノリティーなどの人権問題の様に、これまでの人権尊重の取組や社会情勢の変化などから、新たに認識の高まった人権課題など一層の取組が必要な人権課題が多くあります。また、今後もこれまでに想定できていなかった人権問題が、その当事者の訴えにより顕在化してくることも十分に予想されます。当事者の人数が少なく声が小さい人権問題においても真摯に向き合い、その対応を積極的に行っていくことが真の人権尊重の社会づくりであると思います。よって、積極的な施策対応を望みます。